

《令和4年度に大学・専修学校へ進学を考えている皆さんへ》

あなたの未来への挑戦を応援します

令和3年度  
宮津市未来を担う人財応援奨学金  
募集要項

〈応募受付期限〉 令和3年9月10日(金)

宮津市では、大学等へ進学するために必要な修学資金の一部を貸与するとともに、卒業後に本市へ戻っていただくと、貸与した修学資金の返還を不要（免除）とする奨学金制度を新たに設けました。

将来、ふるさと宮津の未来を担う人材として宮津市へUターンいただけることを期待しつつ、みなさんの未来への挑戦を応援します。

【相談・問合せ・応募窓口】

宮津市企画財政部 企画課 定住・地域振興係

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345-1（宮津市役所別館1階）

TEL0772-45-1607 FAX0772-25-1691

e-mail teijyu@city.miyazu.kyoto.jp



宮津市HP

# 令和3年度 宮津市未来を担う人財応援奨学金 募集要項

## 1 制度の目的

修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与し、修学を容易にするとともに、卒業後本市に居住する者に対して返還を免除することにより、宮津市の未来を担う人材を育成及び確保し、もってふるさとへの愛着心の醸成と定住促進を図るものです。

## 2 奨学金の内容

- (1) 奨学金の額 1 学年につき 60 万円を上限  
(ただし住民税非課税世帯は 30 万円を上限)
- (2) 貸与の期間 進学する大学等の正規の修業年限以内
- (3) 貸与の時期 大学等合格後、入学までに貸与（原則、今年度内に 1 学年分を貸与）
- (4) 貸与方法 申請者本人名義口座へ振り込み

## 3 奨学金の対象者

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校又は高等専門学校を卒業（卒業見込み及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）後、翌年度又は翌々年度に、同条に規定する大学又は同法第 124 条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者として市長が適当と認める者（本市の他の奨学金等の貸与を受ける者を除く。）で、次のいずれの項目も満たす者

- (1) 保護者が宮津市に住所を有していること。
- (2) 高等学校における前年度の学年末の全履修科目の評定平均が 3.1 以上又は高校卒業程度認定試験の合格者であること。
- (3) 申請者と生計を一にする者全員の前年の収入の合計が 750 万円未満又は住民税非課税世帯のいずれかであること。

## 4 定員

2 人

## 5 選考方法

未来を担う人財応援奨学金審査委員会を設置し、審査を行います。

## 6 申込方法

宮津市未来を担う人財応援奨学金貸与申請書（様式第1-1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、令和3年9月10日（金）までに、郵送（当日消印日まで有効）又は持参により提出してください。

### 《必要書類》

- ・高等学校が発行する申請者の前年度の学年末の全履修科目の評定平均が確認できる成績証明書又は高等学校卒業程度認定試験の合格を証する書類
- ・「3 生計を一にする者全員及び収入」欄の全員分の住民票及び前年の収入等が確認できる書類（所得証明書など）
- ・「私の将来の夢を実現するために」をテーマにした作文（400字詰め原稿用紙2枚以内）

《提出先》宮津市企画財政部 企画課 定住・地域振興係（宮津市役所別館1階）

## 7 全体のスケジュール

### 《進学前の流れ》

- ① 申請書（様式第1-1号）の提出 令和3年9月10日（金）まで
- ② 審査・決定・通知 令和3年10月上旬
- ③ 誓約書（様式第2号）の提出 令和3年10月末  
※連帯保証人の署名、実印、印鑑登録証明書が必要となります。
- ④ 請求書の提出（合格通知の写しの添付が必要です） 随時
- ⑤ 奨学金の貸与（振込み） 随時

### 《進学後の流れ》

春ごろ 在学証明書、成績証明書等の提出

冬ごろ 申請書（様式第1-2号）の提出 → 決定 → 請求書の提出 → 奨学金の貸与

### 《卒業後の流れ》

- A 大学院等、能力向上活動に取り組む場合 → 奨学金返還猶予申請書の提出（猶予は最長5年）
- B 宮津市へUターンした場合 → 奨学金返還免除申請書の提出 → 返還免除へ
- C 宮津市以外に定住した場合 → 奨学金の返還を開始（一括払い、又は10年以内の月賦又は半年賦の均等払い）

## 8 その他

本募集要項で定めるほか、宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例（令和3年条例第7号）、宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則（令和3年規則第5号）に基づき、奨学金の貸与を行います。

## Q & A

Q1 大学等を卒業後に宮津市へ戻ると、貸与を受けた奨学金は返還しなくていいのですか。

A1 卒業した後の最初の4月1日から貸与を受けた期間と同じ期間、宮津市に定住すると返還が免除となります。

Q2 高校へは行っていませんが、高等学校卒業程度認定試験に合格しています。奨学金の対象になりますか。

A2 奨学金の貸与の対象になります。ただし、合格した年度の翌年度又は翌々年度に進学をする場合に限られます。

Q3 収入の「生計を一にする者全員」とは、どういうことですか。

A3 日常の生活の資（資金）を共にすることをいいます。

勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとしします。

Q4 なぜ収入の少ない非課税世帯の方が奨学金の額が少ないのですか。

A4 他の給付型奨学金等の活用を念頭におき奨学金の額を定めています。他の制度を最大でご活用いただくよう、学校の先生やご家族等とよく相談してください。（他の奨学金の併用は出来ませんが、市の制度の併用は出来ません。）

Q5 途中で大学等をやめると、奨学金はどうなるのですか。

A5 奨学金の貸与を取り消し、返還を始めていただくこととなります。（一括又は10年以内の月賦又は半年賦の均等払いとなります。）

Q6 大学院への進学でなく、民間会社に努めてキャリアを積んでから宮津市へ戻りたいと考えています。この場合、奨学金の返還猶予はできますか。

A6 返還猶予は、奨学生自身の能力の向上に資する活動に取り組む場合としており、民間会社に勤めながらのキャリアアップは対象になりません。

Q7 奨学生が奨学金の返還をしない場合は、どうなりますか。

Q7 災害とか病気などやむを得ないと認められるケースで猶予の対象となる場合があるほか、災害等不可抗力であると認められる場合は返還免除になるケースもあります。その他の場合は、連帯保証人に返還を求めることとなります。

ご質問はメールや電話等にて、お気軽にお問合せ下さい。

Email アドレス [teijyu@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:teijyu@city.miyazu.kyoto.jp)

電話 0772-45-1607（定住・地域振興係）